

# 日高町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	13,271	11,543,268	102,837	1,627,819	14.10	16.07

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	184	691,467	124,156	252,619	1,068,242	5,806	5,572

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) 特記事項

#### (給与減額の状況)

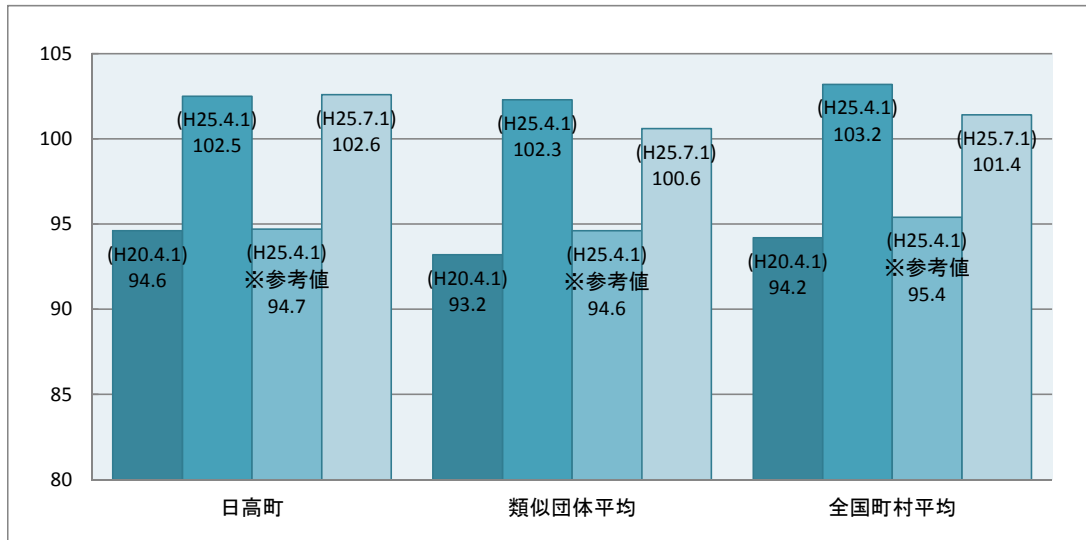
国の要請等を踏まえた減額措置の取組	国の要請等を踏まえた減額を実施していない理由
実施無し	当町の給与水準については、平成18年の合併後管内でほぼ最下位に位置しており、給与制度の取扱いについては人事院勧告に基づき運用することを基本とし、長年にわたり低い水準で推移している現状に鑑み、国の要請に基づく給与減額については対応しないこととしました。

#### (その他)

##### ●給与抑制措置

特別職役職加算 15%→10%

### (4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高町	43.8 歳	320,100 円	367,500 円	339,200 円
北海道	43.4 歳	335,404 円	419,973 円	375,236 円
国	43.1 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(425,463) 円
類似団体	42.8 歳	313,339 円	355,207 円	339,630 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高町	56.8 歳	276,300 円	302,800 円	291,000 円
うち 用 務 員	57.1 歳	269,800 円	297,200 円	289,400 円
うち その他	55.8 歳	295,600 円	319,400 円	295,600 円
北海道	50.6 歳	333,270 円	388,918 円	365,556 円
国	49.9 歳	272,119(286,850) 円	—	309,534(325,400) 円
類似団体	49.9 歳	288,856 円	309,071 円	301,974 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		日高町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	165,312 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	134,496 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	134,496 円	— —
	中 学 卒	— 円	— 円	— —

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

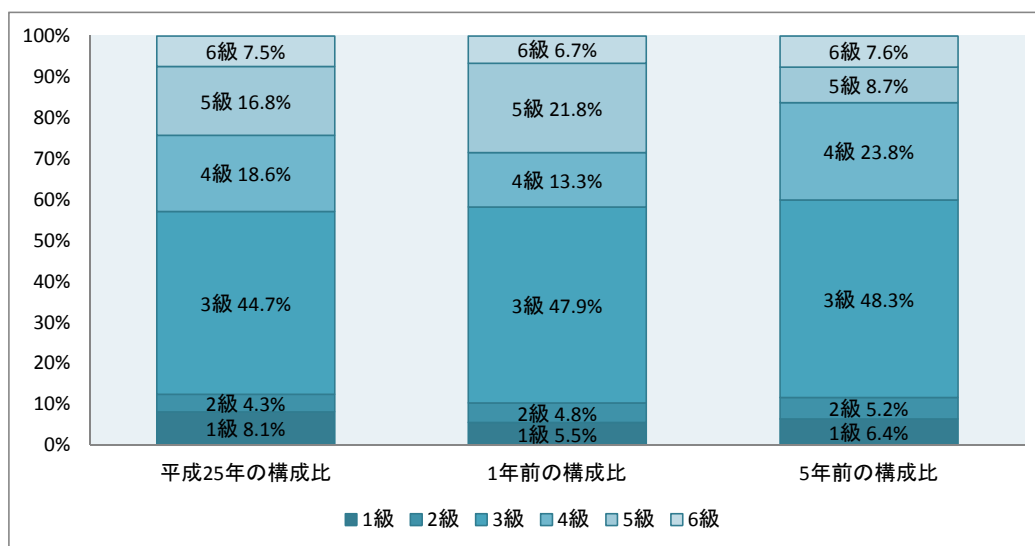
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,000 円	353,000 円	382,200 円	401,600 円
	高 校 卒	233,100 円	309,300 円	350,300 円	372,700 円

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	12	7.5	320,600 円	428,600 円
5級	課長・参事	27	16.8	289,200 円	410,600 円
4級	主幹	30	18.6	261,900 円	402,300 円
3級	主査・上席主事・上席技師	72	44.7	222,900 円	354,700 円
2級	主事・技師	7	4.3	185,800 円	307,800 円
1級	主事・技師	13	8.1	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。

##### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

日高町職員の給与に関する条例第3条及び日高町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づき実施しています。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

日高町	北海道	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,347 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,552 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

日高町職員の給与支給に関する規則に基づき実施

##### (2) 退職手当(25年4月1日現在)

日高町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		

##### (3) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度普通会計決算)	166 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	13,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	4.4 %		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (平成24年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 防疫作業手当	感染症菌又は家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険性のある物件の処理作業に従事する職員	4 千円	日額 400円
2 死体処理作業手当	死体処理作業に従事する職員	- 千円	日額 1,000円
3 有害虫駆除作業手当	有害虫(蜂)の除去、殺虫作業に従事する職員	3 千円	日額 500円
4 動物殺処分捕獲等作業手当	動物の捕獲、殺処分又は動物の死骸の処理作業に従事する職員	157 千円	日額 大動物 800円 小動物 400円 動物の死骸処理は1/2の額
5 山林内業務手当	山林内において立木の毎木調査及びその他の調査業務に従事する職員	2 千円	日額 毎木調査(4H以上) 1,200円 その他の調査 1/2の額

## (4) 時間外勤務手当

支給実績（24年度普通会計決算）	29,231 千円
職員1人当たり平均支給月額（25年4月）	270 百円

## (5) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)																										
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者 13,000円</li> <li>・ 1人(配偶者非扶養) 6,500円</li> <li>・ // (配偶者なし) 11,000円</li> <li>・ 特定期間の加算 5,000円</li> </ul>	同	—	26,366 千円	211 円																										
住居手当	<p>①借家及び借間 家賃の額が月額12,000円を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家賃23,000円以下 家賃額－12,000円</li> <li>・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1/2+11,000円</li> <li>・ 家賃55,000円以上 27,000円</li> </ul> <p>②配偶者等の居住する借家及び借間 単身赴任手当を支給されている職員で配偶者が居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(配偶者のない職員にあっては、単身赴任手当の支給要件に係る子が居住するための住宅)</p> <p>①により算出される額の1/2の額</p> <p>③自己所有及び扶養親族たる者が所有する住宅に居住している職員で世帯主である者 13,500円</p>	異	③自己所有に係る住宅(新築・購入から5年間に居住している職員で世帯主である者 2,500円)	22,022 千円	173 円																										
通勤手当	<p>①交通機関等利用者 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額</p> <p>②自動車等使用者 自動車等の使用を常例とする者で通勤距離が片道2km以上であるもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>2km ~ 5km</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>5km ~ 10km</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>10km ~ 15km</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>15km ~ 20km</td><td>8,900円</td></tr> <tr><td>20km ~ 25km</td><td>11,300円</td></tr> <tr><td>25km ~ 30km</td><td>13,700円</td></tr> <tr><td>30km ~ 35km</td><td>16,100円</td></tr> <tr><td>35km ~ 40km</td><td>18,500円</td></tr> <tr><td>40km ~ 45km</td><td>20,900円</td></tr> <tr><td>45km ~ 50km</td><td>23,800円</td></tr> <tr><td>50km ~ 55km</td><td>24,700円</td></tr> <tr><td>55km ~ 60km</td><td>25,600円</td></tr> <tr><td>60km ~ km</td><td>26,500円</td></tr> </table>	2km ~ 5km	3,000円	5km ~ 10km	4,500円	10km ~ 15km	6,500円	15km ~ 20km	8,900円	20km ~ 25km	11,300円	25km ~ 30km	13,700円	30km ~ 35km	16,100円	35km ~ 40km	18,500円	40km ~ 45km	20,900円	45km ~ 50km	23,800円	50km ~ 55km	24,700円	55km ~ 60km	25,600円	60km ~ km	26,500円	異	2,000円 4,100円 6,500円 8,900円 11,300円 13,700円 16,100円 18,500円 20,900円 21,800円 22,700円 23,600円 24,500円	5,210 千円	44 円
2km ~ 5km	3,000円																														
5km ~ 10km	4,500円																														
10km ~ 15km	6,500円																														
15km ~ 20km	8,900円																														
20km ~ 25km	11,300円																														
25km ~ 30km	13,700円																														
30km ~ 35km	16,100円																														
35km ~ 40km	18,500円																														
40km ~ 45km	20,900円																														
45km ~ 50km	23,800円																														
50km ~ 55km	24,700円																														
55km ~ 60km	25,600円																														
60km ~ km	26,500円																														
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>①総合支所長 56,000円</li> <li>②課長職(6級) 51,900円</li> <li>③課長職(5級) 44,600円</li> <li>④参事、出張所長 37,000円</li> <li>⑤総括主幹 32,400円</li> </ul>	異	人事院規則第9-17号別表第二 ①6級四種 ②6級五種 ③5級五種 ④4級五種 ⑤4級五種	21,623 千円	417 円																										

寒冷地手当	基準日：毎年11月から翌年3月までの各月の初日 ①世帯主である職員で扶養親族がいる職員 1級地 26,380円 2級地 23,360円 ②世帯主である職員で扶養親族のない職員 1級地 14,580円 2級地 13,060円 ③その他の職員 1級地 10,340円 2級地 8,800円	同	—	17,223 千円	(年額) 945 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員 交通距離区分100kmまで 23,000円	同	—	1,656 千円	230 円
宿日直手当	正規の時間外又は休日若しくは休暇日に宿直又は日直を命ぜられた場合 4,200円	同	—	499 千円	42 円

## 5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

給料	区分	給料	月額	
			額	等
料	町 長	720,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	590,000 円	792,300 円 / 353,500 円	
報	議 長	252,000 円	326,000 円 / 199,000 円	
	副議長	207,000 円	269,000 円 / 171,000 円	
	議 員	189,000 円	250,000 円 / 157,500 円	
期 末 手 当	町 長	(24年度支給割合)		
	副町長	3.95 月分		
当	議 長	(24年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.00 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	$720,000円 \times 4.66 \times 1.1 \times \text{在職年数}$	14,762,880	任期毎
	備 考	$590,000円 \times 2.94 \times 1.1 \times \text{在職年数}$	7,632,240	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

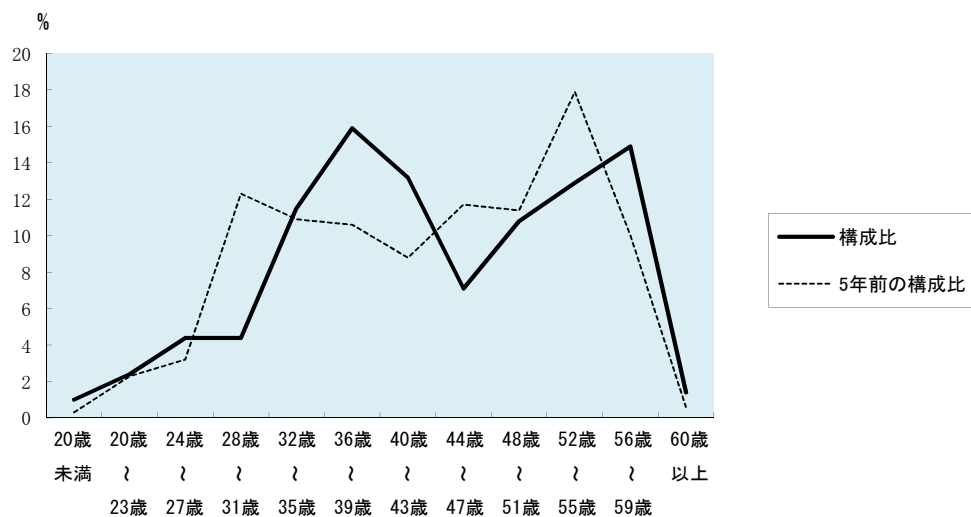
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分 部 門	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠員補充(1)・在籍派遣(1)</li> <li>・ 事務の統合縮小(▲1)</li> <li>・ 事務の統合縮小(▲1)</li> </ul>
		総 務	51	50	1	
		税 務	11	12	▲ 1	
		農 水	17	17		
		商 工	7	7		
		土 木	18	18		
		民 生	31	32	▲ 1	
		衛 生	10	13	▲ 3	
	計	148	152	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.52 人 (類似団体 91.55 人)	
	教 育 部 門	36	36		・ 業務増(1)・事務の統合縮小(▲1)	
小 計	184	188	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.65 人 (類似団体 110.97 人)		
公 営 企 業 会 計 等 部 門	病 院	66	66		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠員不補充(▲4)・事務の統合縮小(▲2)</li> </ul>	
	水 道	8	8			
	交 通					
	下水道	2	2			
	その他	36	42	▲ 6		
小 計	112	118	▲ 6			
合 計		296	306	▲ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 223.04 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
(職員数)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H25	3	7	13	13	34	47	39	21	32	38	44	4	295
H20	1	8	11	42	37	36	30	40	39	61	34	2	341

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数 (率)
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
一般行政	165	161	157	154	152	148	▲ 17 (▲ 10.30%)
教育	40	38	36	36	35	35	▲ 5 (▲ 12.50%)
普通会計	205	199	193	190	187	183	▲ 22 (▲ 10.73%)
公営企業会計	137	136	131	125	118	112	▲ 25 (▲ 18.25%)
総合計	342	335	324	315	305	295	▲ 47 (▲ 13.74%)